

ヘルプマークの更なる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成 24 年に作成・配布を開始した東京都を始め、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に平成 29 年 7 月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動を更に進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきている。

よって政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 一、「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取組に対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 一、関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民への更なる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 一、鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 7 月 4 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、総務大臣

日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

日本年金機構がデータ入力を委託した民間企業の入力漏れと入力誤りにより平成 30 年 2 月支払時の源泉徴収額に誤りが発生した。更に当事業者は契約違反である再委託を行っていた。過去、日本年金機構は平成 27 年 5 月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしている。

莫大な個人情報を管理する機関が、二度にわたって情報問題を引き起したことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、情報セキュリティー対策を抜本的に見直すべきである。

記

- 一、外部有識者の調査組織による本事案の業務プロセスの検証を踏まえて迅速に対応すること。
- 一、委託業者の厳正なる選定及び作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
- 一、日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護の在り方を再検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 7 月 4 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和 23 年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成 8 年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法の下で不妊手術を受けた障害者らは、約 25,000 人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは、16,475 人と報告されている。

また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは、当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法の下で不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

記

- 一、国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 一、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 一、旧法改正から 20 年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 7 月 4 日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

国の制度としての子どもの医療費助成制度の創設を求める意見書

子どもが病気や怪我をしたとき、お金の心配なく医療が受けられる子どもの医療費助成制度が全国の自治体に広がっている。厚生労働省の調査では、全ての自治体で何らかの外来・入院費用の助成が実施され、子育て支援の大きな柱となっている。本市においても、高校生世代まで助成しているところである。

しかしながら、自治体によって制度内容の格差は年々拡大しており、どこに住んでも安心して産み育てられる環境を作るためには、子どもの医療費を助成する国の制度を確立し、その共通の制度の上に、全国に広がっている自治体独自の助成制度を拡大することが求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、安心して子どもを産み育てることのできる社会を作るために、子どもの医療費助成制度を国の制度として創設することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月4日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
総務大臣